日時:4月19日(火)AM8:30 〈庁議室〉

【市長挨拶】

【協議事項】

1 太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について 企画部長 2 市長等の給与に関する条例の一部改正について 企画部長 3 太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一 企画部長 部改下について 4 太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に 企画部長 ついて 5 太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部 総務部長 を改正する条例についての専決処分について 6 太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分に 健康医療部長 ついて

【連絡事項】

1 令和4年度「県選出等国会議員への要望」について 企画部長 「おおたプログラミング学校」事業者選定結果等について 企画部長 3 「情報発信・伴走します」 情報発信サポート事業について 企画部長 4 太田市民会館開館5周年記念「おおた街なかジャズフェスタ~2022 文化スポーツ部長 春~withOTA CITY MARKET」 開催について 5 第2次太田市環境基本計画中間改定版(案)及びパブリックコメントの 産業環境部長 実施結果について 6 太田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 産業環境部長 7 令和4年度公共下水道の供用開始について 都市政策部長

【その他】

5月臨時会及び6月定例会日程表について 議会事務局長

· 次回庁議予定 ◆5月2日 (月) AM8:30~ 〈庁議室〉案件名報告: 4月19日(以)PM5:00

資料提出: 4月22日 (金)PM5:00

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【表題】

太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

【目的】

地方公務員の給与改定は、国家公務員に準じて行われており、令和3年8月10日の人 事院勧告及び令和4年2月1日の閣議決定に基づき、一般職の職員の期末手当に係る支給 月数について所要の改正を行うものです。

【概要】

- 1 期末手当の支給月数引き下げ
- (1) 6月及び12月の期末手当の支給月数を、それぞれ0.075月(再任用職員は0.05月分)引き下げます。

一般職

※() は課長職以上の職員

		6月期末	6月勤勉	12月期末	1 2 月勤勉	年間計	年間増減
令和3年度	改定前	1. 275	0. 95	1. 275	0. 95	4. 45	
けれる十度	ייי	(1. 075)	(1. 15)	(1. 075)	(1. 15)	1. 10	△0. 15
△和 4 左帝	北	1. 20	0. 95	1. 20	0. 95	4. 30	Δ0. 13
令和4年度	改定後	(1.00)	(1. 15)	(1.00)	(1. 15)	4. 30	

再任用職員

		6月期末	6月勤勉	12月期末	12月勤勉	年間計	年間増減
令和3年度	改定前	0. 725	0. 45	0. 725	0. 45	2. 35	A 0, 10
令和4年度	改定後	0. 675	0. 45	0. 675	0. 45	2. 25	△0. 10

(2) 令和3年12月期末手当として支給された額のO. 15月分(令和3年12月1日において再任用職員であった者はO. 1月分)に相当する額(以下「調整額」という。)を、令和4年6月に支給される期末手当の額から減じます。なお、調整額が令和4年6月の期末手当の額を上回る場合は、期末手当は支給しません。

※令和3年12月の期末手当が支給されなかった者及び令和4年6月の期末手当が支給されない者は減額措置の対象外となります。

- 2 施行期日 公布の日
- 3 その他 令和4年5月臨時会に議案提出予定です。

【備考】

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【表題】

市長等の給与に関する条例の一部改正について

【目的】

人事院の給与勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としております。内閣総理大臣等の給与は「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によることとされています。

つきましては、市長等の給与については国の例に準じていることから、人事院の給与勧告への対応を図るため、所要の改正を行うものです。

【概要】

- 1 期末手当の支給月数の引き下げ
- (1) 6月および12月の期末手当の支給月数を、それぞれ0.075月引き下げます。

		6月期末	12月期末	年間計	年間増減
令和3年度	改定前	2. 225	2. 225	4. 45	Δ0. 15
令和4年度	改定後	2. 15	2. 15	4. 30	Δ0. 15

- (2) 令和3年12月期末手当として支給された額のO. 15月分に相当する額を、令和4年6月に支給される期末手当の額から減じます。
- 2 施行期日 公布の日

【備考】

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【表題】

太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

【目的】

人事院の給与勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としております。国会議員の歳費は「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」の規定により支給され、期末手当については同法の規定で内閣総理大臣等の給与を規定する「特別職の職員の給与に関する法律」の例により「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によることとされています。

つきましては、太田市議会の議員の議員報酬等については国の例に準じていることから、人事院の給与勧告への対応を図るため、所要の改正を行うものです。

【概要】

- 1 期末手当の支給月数の引き下げ
- (1) 6月および12月の期末手当の支給月数を、それぞれ0.075月引き下げます。

		6月期末	12月期末	年間計	年間増減
令和3年度	改定前	2. 225	2. 225	4. 45	< C 1 II
令和4年度	改定後	2. 15	2. 15	4. 30	Δ0. 15

- (2) 令和3年12月期末手当として支給された額の0.15月分に相当する額を、令和4年 6月に支給される期末手当の額から減じます。
- 2 施行期日 公布の日

【備考】

資料No. 4

4月19日 庁議提出案件

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【表題】

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【目的】

人事院は、国家公務員の給与について昨年8月10日に勧告(期末手当の引下げ)を行いました。本勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としたものですが、地方公務員の給与改定は、国家公務員に準じて行われており、その原則を踏まえて、会計年度で任用されている非正規職員においても給与勧告に基づき期末手当の引下げを行うため、所要の改正を行うものです。

【概要】

- 1 期末手当の支給月数の引き下げ
- (1) 6月および12月の期末手当の支給月数を、それぞれ0.075月引き下げます。

		6月期末	12月期末	年間計	年間増減
令和3年度	改定前	1. 275	1. 275	2. 55	Δ0. 15
令和4年度	改定後	1. 20	1. 20	2. 40	Δ0. 15

- 2 施行期日 公布の日

【備考】

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2300

【表題】

太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日付けで施行されることに伴い、条例の一部改正が必要になったため、 やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものです。

【概要】

- I 太田市市税条例の一部を改正する条例
- 1 市民税関係
- (1) 寄附金税額控除(第34条の7)

旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人について、新たな公益法人制度の施行日(平成20年12月1日)から起算して5年を経過する日までの期間はそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人として存続する経過措置(※1)が終了したことに伴い改正(※2)したものです。

- (※1) 特定公益増進法人の認定を受けている旧民法法人(特例民法法人)に対する寄 附金は、認定期間中は寄附金税額控除の対象となる経過措置
- (※2) 平成26年度から7年経過したことによる削除
- (2) 法人市民税の申告納付(第48条)

引用する法第321条の8の改正により生じた項ずれを反映したものです。

2 固定資産税関係

(1) 固定資産課税台帳の記載住所(第73条の2及び第73条の3)

引用する法第382条の2及び第382条の3の改正により、固定資産課税台帳に記載される住所について、人の生命・身体への危害への恐れがある場合、一定の措置を講じた上で閲覧・交付をすることができるとしたものです。

- (2) 課税標準の特例(附則第10条の2)
 - 引用する法附則第15条の改正により生じた項ずれを反映したものです。
- (3) 省エネ改修工事の特例の拡充(附則第10条の3)

引用する法附則第15条の9及び第15条の9の2の改正による省エネ改修工事を 行った住宅に係る特例の拡充に伴い修正したものです。 工事費要件:50万円超から60万円超への引上げ

- (4) 商業地等に係る土地の負担調整措置の軽減(附則第12条) 引用する法附則第18条の改正により、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4 年度に限り、5%から2.5%としたものです。
- 3 施行期日 令和4年4月1日

Ⅱ 太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

- 1 都市計画税関係
- (1) 課税標準の特例(附則第4項、第5項及び第16項) 引用する法附則第15条の改正により生じた項ずれを反映したものです。
- (2) 商業地等に係る土地の負担調整措置の軽減(附則第7項) 引用する法附則第25条の改正による商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4 年度に限り、5%から2.5%としたものです。
- 2 施行期日 令和4年4月1日

Ⅲ その他

令和4年5月臨時会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 ダイヤルイン47-1931 資産税課 管理・償却資産係 内線2361 ダイヤルイン47-1933

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 3. その他(臨時会終了後)】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400

【表題】

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【目的】

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第133号)が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されることに伴い、太田市国民健康保険税条例の関係条文について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

【概要】

1. 改正内容

国民健康保険税課税限度額の引き上げ(第3条第2項及び3項の改正)

基礎課税額に係る課税限度額を65万円(現行63万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円(現行19万円)にそれぞれ引き上げ、国民健康保険税課税額の限度額を102万円(現行99万円)とするものです。

(介護納付金課税額の限度額17万円は、据え置きです。)

- 2. 施行期日 令和4年4月1日
- 3. 適用区分 改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 4. その他

5月臨時会に議案を提出します。

【備考】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200

【表題】

令和4年度「県選出等国会議員への要望」について

【目的】

群馬県市長会が毎年6月に本県選出等の国会議員へ提出する「要望事項」について、本市からの要望を報告するものです。

【概要】

- 1 太田市の要望
- (1) 要望件数 6件
- (2) 要望事項

令和4年度「県選出等国会議員への要望」

	アルイチ及「宗医山寺国太磯貝への安主」						
項目 番号	所管部課名		項目名	要望概要			
1	産業環境部	産業政策課	エネルギー費用負担の急増 に係る中小企業及び小規模 事業者等への支援策	中小企業、小規模事業者等への資金繰り支援の 強化と迅速な実施、財政支援の強化、経営環境 の整備支援を要望する。			
2	農政部	農業政策課	市町村が農用地利用計画を 定める際の都道府県知事へ の協議、同意の撤廃	農用地区域の設定を含む農用地利用計画について、農振法第8条第4項における都道府県知事への協議、同意の撤廃を要望する。			
3	農政部	農業政策課	「確保すべき農用地等の面 積の目標」設定プロセスの 変更	「確保すべき農用地等の面積の目標」の国指針は、食料消費構造、農業生産構造の変化を勘案し策定すること、また、都道府県が「農業振興地域整備基本方針」を定める際は、市町村の算出した目標面積を尊重することを要望する。			
4	都市政策部	建築指導課 道路保全課	都市基盤等への国庫補助金等の確保	狭あい道路整備等促進事業、耐震診断・改修促 進事業、道路や橋りょう等の道路構造物の老朽 化対策に、現在以上の財政措置を要望する。			
5	都市政策部	下水道課	汚水処理施設の広域化・共 同化に向けた補助	老朽化が進んだ施設を公共下水道に接続する場合には、新設管渠整備等に係る事業へ引き続き補助を実施することを要望する。			
6	農業委員会 事務局	農業委員会 事務局	市街化調整区域内の住宅と不可分の農地の特例措置	市街化調整区域内の住宅と不可分の農地について、農地法第3条の許可要件を満たしていない場合でも農地の権利移動が可能となる特別措置を要望する。			

2 今後の予定

令和4年6月1日(水)に開催予定の「本県選出等の国会議員との朝の会」の際に提出。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2295 47-1892 (ダイヤルイン)

●内 容 【 2.連絡事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線(TEL) 2200

【表 題】「おおたプログラミング学校」事業者選定結果等について

【目的】

今年度開校予定である「おおたプログラミング学校」について、公募型プロポーザル方式により選定した事業者の結果を報告するとともに、今後の予定について連絡するものです。

【概要】

1 選定事業者 株式会社両毛ビジネスサポート

2 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日

3 選定方法 公募型プロポーザル方式

4 委託金額 10, 593, 000円

5 支払い 完成検査合格後の一括払い

6 プロポーザル参加事業者 株式会社ペリテック (高崎市)

株式会社タカラコーポレーション(太田市) 株式会社両毛ビジネスサポート(桐生市)

7 今後の予定 4月17日 プレスクール申込開始

5月中旬 プレスクール開催

6月初旬 I 課程開始

おおたプログラミング学校 I課程について

対象学年 小学3~6年生(市内在住・在学)

会場 太田市役所 2 階情報センターセミナールーム

時間 19時~20時半

回数 全30回(令和4年6月~令和5年3月まで)

定員 24名×火曜·木曜(合計48名)

受講料 年間30,000円

実施内容 5月に体験型プレスクールを開催し、適性を見て児童48名(火・木)を選抜。

1年かけてプログラミングの基礎から応用までを学ぶ。

次年度以降は更なるプログラミング応用を学ぶためのステップアップコースを予

定。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 情報管理課 情報管理係 内線 2271 47-1813 ダイヤルイン

資料No. 3

4月19日 庁議提出案件

●内 容 【 2.連絡事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線(TEL)2200

【表題】

「情報発信・伴走します」 情報発信サポート事業について

【目的】

事業主幹課と広報課が連携し、本市の主要事業の情報発信強度を高めることで、市民に太田市の「今」を積極的に発信するものです。また庁内において「全職員が市民に伝わる情報発信を意識する」という機運を醸成するものです。

【概要】

- (1)情報発信サポートにおける伴走内容
 - 対象事業の概要をヒアリング(事業目的、誰にいつ・何を・どのように伝えたいか など)
 - ・年間の情報発信ロードマップの作成・共有
 - ・広報おおた、定例記者会見、プレスリリース、市HP、各種SNSにおける情報発信の支援
 - 取材・撮影、チラシ・ポスターの校正
- (2)情報発信サポート対象事業の選定方法
 - 5月9日の副部長会議にて募集開始(最大8件程度)
 - ・5月下旬 企画部内で調整し案件を決定
 - 6月~ 伴走開始(広報課:担当者制)
- (3) 想定される情報発信サポート案件
 - ・新型コロナワクチン関連事業
 - ・群馬クレインサンダーズ((仮称)太田市運動公園市民体育館建設事業含む)
 - (仮称) 太田西複合拠点公共施設
 - おおたプログラミング学校 ・ごみの減量化 など

(4) 効果検証

・市民へのアンケート調査 (ぐんま電子申請受付システム) (年度末に情報接触のアンケート調査を実施し、各事業に対する市民の認知度等を計測 し、主幹課にフィードバックする)

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 広報課 広報係 内線2250 47-1812ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公開【 1.可】○公開時期【 1. 庁議後】

文化スポーツ部長 氏名 村岡 芳美 内線(TEL)3600

【表題】

太田市民会館開館5周年記念「おおた街なかジャズフェスタ〜2022春〜with OTA CITY MARKET」開催について

【目的】

市民会館開館5周年を記念し、開放的な空間の中でジャズイベントを開催することで、コロナの閉塞感を打破し、多くの市民に気軽に音楽に触れる機会を提供するため実施するものです。

【概要】

「おおた街なかジャズフェスタ」を広場特設ステージで開催します。 また、「OTA CITY MARKET」を同時開催し、イベントを盛り上げます。

- ·開催日時 令和4年5月15日(日)午前10時30分~午後3時
- ·場所 太田市民会館広場
- •出演団体 一般応募6団体
 - ※来場時、来場者全員に検温及び健康状態申告書の提出のご協力をお願いします。 なお、混雑状況により入場の人数を制限させていただく場合があります。

【その他】

広報おおた5月1日号及び市ホームページで周知を行います。 また、各行政センター他、市内各施設でチラシ配布を行います。 (参考)令和3年10月24日(日)開催時実績 来場者3,450人

【備考】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 文化課 市民会館係 電話57-8577

●内 容 【 2.連絡事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線(TEL)2600

【表題】

第2次太田市環境基本計画中間改定版(案)及びパブリックコメントの実施結果について

【目的】

第2次太田市環境基本計画(計画期間:2017年度~2026年度)の中間見直しのため、 市民から意見を求めたパブリックコメントの実施結果及び主な改定内容について、報告する ものです。

【概要】

1 パブリックコメントについて

①公表資料 第2次太田市環境基本計画(案)意見公募用概要版

②意見募集期間 令和4年3月7日から令和4年3月28日まで

③意見の件数 1件

④質問及び回答 別紙1のとおり

2 主な改定内容について

- ・市全域からの温室効果ガス排出量の削減目標を2026年度までに基準年度 (2013年度)比で32%削減し、2030年度までに46%削減する。
- 5つの環境未来像により、市民、事業者、市が協働して取り組みを進める。
 - ①脱炭素に配慮した暮らしを実践するまち
 - ②資源循環に配慮した暮らしを実践するまち
 - ③自然と人が共生するまち
 - 4安心して快適に暮らせるまち
 - ⑤みんなで環境保全に取組むまち

3 その他

令和4年5月 都市産業委員会協議会に報告の予定です。

【備考】

問い合わせ先 産業環境部 環境対策課 環境保全係 内線2622 ダイヤルイン47-1893

●内 容 【 2.連絡事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線(TEL)2600

【表題】

太田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について

【目的】

本市の公共施設における前計画期間が満了したことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、太田市地球温暖化対策実行計画事務事業編(計画期間:2022年度~2026年度)を新たに策定したので報告するものです。

【概要】

- 1 主な計画内容について
 - ①国の事務事業に関する温室効果ガスの排出量削減計画では、2030年度までに基準年度である2013年度に対し50%の削減を踏まえて、本市でも国と同様の削減率とし、2026年度までに34%の削減目標とします。
 - ②新たな取組みとして、市施設における電力の脱炭素化を目指すとともに、新築、改修に際しては省エネ性能の向上を図り、創エネ設備や蓄エネ設備を導入し、ZEB化を推進します。

2 その他

令和4年5月 都市産業委員会協議会に報告の予定です。

【備考】

問い合わせ先 産業環境部 脱炭素推進室 企画係 内線2661 ダイヤルイン47-1953

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800

【表題】

令和4年度公共下水道の供用開始について

【目的】

現在、整備を推進している公共下水道について、八幡町ほか25地区の各一部の区 域を新たに整備したことから、下水道の供用を開始し、区域内の生活環境の改善 及び公共用水域の水質保全を図るものであります。

【概要】

1. 供用開始年月日 令和4年5月1日

2. 供用開始区域の概要

処理区	供用開始区域	面積(ha)
中央第二 処 理 区	八幡町・東矢島町・東別所町・内ケ島町・富沢町・牛 沢町・古戸町・岩瀬川町・下浜田町・東矢島土地区 画整理事業地内の各一部	4. 34ha
流域西邑楽 処 理 区	内ケ島町・石原町・東長岡町・龍舞町の各一部	1. 38ha
流域新田 処理 区	細谷町・新道町・藤阿久町・由良町・尾島町・亀岡町・安養寺町・尾島東部土地区画整理事業地内・新田木崎町・藪塚町・大原町の各一部	3. 19ha
流域佐波 理 区	世良田町の一部	0. 89ha
合計		9. 80ha

3. 排除方式 分流式

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道二係 内線2675 47-1921